

農薬の動植物に対する影響評価の充実について

- 現行の制度では、農薬の水産動植物への影響を評価して登録の基準を設定。
- 水産動植物以外の動植物への影響も評価することにより、環境への影響がより少ない農薬を確認して登録することで、豊かな環境の保全に寄与。

現行の評価対象

- 水産動植物の被害防止のため、
 - ・魚類（魚）
 - ・甲殻類等（エビ等）
 - ・藻類（ノリ等）
 に対する農薬の影響を評価
- 農薬の生物に対する毒性試験結果及び推定される暴露量を基に評価を行い、登録のための基準を設定

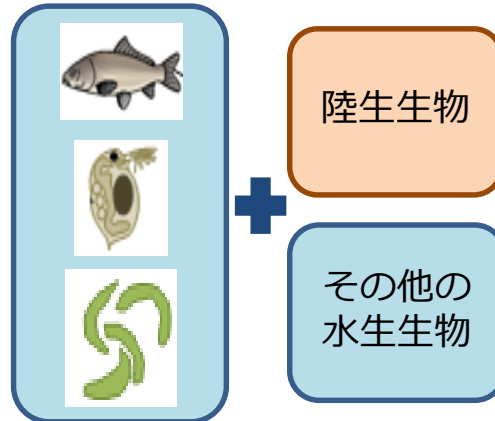
<主な試験生物>



評価対象の拡充

- 水産動植物以外の水生生物（水草等）及び陸生生物に対する影響も評価
- 評価対象の拡充に伴い、今後、試験生物の追加を検討

<試験生物の追加>
(水産動植物)



【各国の評価対象】

評価対象	EU	米国	日本
陸生生物	○	○	△ ※鳥類、ミツバチ等の毒性情報の提出のみ
水生生物	○	○	△ ※水産動植物への影響評価のみ